

平成30年12月12日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年12月12日（水）  
午前10時15分から午前11時15分

2、開催場所：高森町総合センター 中会議室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：

5、議事日程

- |    |       |   |
|----|-------|---|
| 第1 | 議第33号 | 議事録署名委員の指名に関する件                                   |
| 第2 | 報告第8号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                           |
| 第3 | 議第34号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件                          |
| 第4 | 議第35号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件                          |
| 第5 | 議第36号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件       |
| 第6 | 議第37号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】 |

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 安 方 含

事務局長 皆さん、改めまして、おはようございます。  
本日は、分刻みのハードスケジュールとなっておりますので、大変ですけれども今日一日よろしく願いいたします。  
本日は、高森町農業委員会委員13名のうち、全員の方が出席されておられます。  
高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告申し上げます。  
また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。  
それでは、まず会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。  
挨拶の前に、先ほどの現地確認の報告確認をしておきたいと思えます。  
皆さんのお手元に今朝配られました資料の中に、1、4、7についての確認を行うというようなことになっておりまして、現場でもちょっとお話しましたが、7については第1種農地であるから、いじることは不可能というようなことで、農地としてそのままにしておこうと。それから、1と4に関しては現況を見ていただいたとおり、もう完全な原野化に既になってしまっており、将来的にも復活をする可能性は極めて低いというようなことから、当農業委員会としては原野と見るというようなことで決したいと思えますが、御異論はありませんよね。

(複数委員) はい。  
議長 はい。では、そういうことでさせていただきます。  
報告は終わります。  
それでは、また改めまして、おはようございます。  
朝早くから現地確認と、寒い中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は、先ほど事務局のほうから話がありましたように、非常にいろいろ立て込んでおりまして、時間が厳しゅうございます。案件がいくつかございますので、速やかにお話を進めてまいりたいと思えますので、大変でございますが、御協力のほど、よろしく願いします。今日はお疲れ様です。  
それでは、ただ今から議事に入りたいと思えます。

事務局 「議第33号」  
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
平成30年12月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若

	生。
議 長 (複数委員)	議事録署名人の指名ですが、いかがいたしましょうか。 議長に一任。
議 長	はい。それでは、一任ということでございますので、本日は6番の三森一男委員と7番の田上七十三委員にお願いいたします。
	続きまして、「 <b>報告第8号</b> 」
事 務 局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について。 別紙のとおり本委員会に報告する。 平成30年12月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
	こちらは、相続の案件になりますので、事務局のほうから説明させていただきます。
	報告第8号の1番は、4ページから5ページのとおりです。補足資料につきましては、2ページ、3ページ、4ページとなっております。
議 長 (複数委員)	相続の案件で、少々筆数がございますけれども、別に何もございませんでしょうか。
議 長	はい。
議 長	はい。ないようでございますので、報告どおりに承認したいと思います。
	続きまして、「 <b>議第34号</b> 」
事 務 局	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会に報告する。 平成30年12月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議 長	それでは、担当委員さんの竹内委員さん、説明をよろしくお願ひします。
4番委員	議第34号、農地法第3条審議資料。 資料が7ページ、補足資料は6ページ、7ページとなっております。よろしくお願ひいたします。
議 長	説明をいただきましたけれども、何かございますか。
事 務 局	事務局のほうから、ちょっと補足説明をさせていただきます。 こちらは、譲渡人からの贈与ということになっておりますが、5条に関連する議案がまた出てまいります。こちらは農地を、こちらの譲受人の方に贈与するものであります。次の5条で反対に譲受人が譲渡人になるということが出てきますので、そちらでまた詳しい説明のほうをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
議 長	この34号に関しては、何もございませんか。

(複数委員)	異議なし。
議長	はい。内容でございますので、続きまして、「議第35号」1番を、竹内委員さんに説明をお願いします。
4番委員	議第35号農地法第5条審議資料。 番号1の資料につきましては9ページ、補足資料は9ページ、10ページとなっております。
事務局	事務局から補足の説明をさせていただきます。 先ほど関連する議案と申し上げましたが、こちらの先ほど竹内委員が申し上げられましたとおりですが、現在、〇〇〇からこちら前原のほうに防災道路が今工事されております。そこにつながる取付道ということで農業用の道路ですね、こちらが5条の所有権移転で先ほどの譲渡人が譲受人になるということで、実質は交換というような案件となっております。
議長	はい。ありがとうございました。 先ほどのものと今のものが、実質は交換だというようなことで、防災道路の取付道路というようなことでございますので、特段何もありませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	はい。それでは、1番につきましては、今の説明のとおりでございます。 2番につきましては、担当の松尾委員に説明をお願いします。
8番委員	議第35号、農地法第5条審議資料。 番号2、9ページの番号2番で、補足資料が11ページ、12ページとなっております。
議長	はい。ありがとうございました。 転用の理由としては、右に書いてございますとおりでございますが、これは造成が終わるところですか。
事務局	いや、まだ何もしてないので、手は付けておりません。
議長	まだ、何もしていないところだそうでございますが、いかがでしょうか。
事務局	こちらは現在、農地、畑となっておりますが、周辺を宅地に囲まれており、三方をすべて宅地に囲まれております。そこに残っている、耕作放棄地状態になっている農地となります。 以上です。
議長	現況としては三方がふさがって、その土地自体は耕作放棄地というような状況だそうでございますけれども、いかがでしょうか。
10番委員	今空いている農地は、補足資料の写真のこの土地は全部が502㎡でしょうか。
事務局	はい。こちらのちょっと見にくいですが、黒い灰色で囲んである

部分、こちらを全部で502㎡となっております。その建築面積で  
すかね。

10番委員 いや、この土地が。

事務局 土地は502㎡になります。〇〇〇〇から入ってすぐ左のところ  
ですね、場所としましては。

議長 これを買って、この中に家を建てると。

事務局 はい、住宅を。

事務局長 既に該当者は〇〇〇〇さんですけれど、図面あたりの計画書も既  
に上がってるそうです。これは間違いなく建てる計画でありますの  
で、その点を申し添えます。

議長 そういったことですが、異議はございませんか。

(複数委員) 異議なし。

議長 それでは、35号につきましては、このとおり承認いたします。

続きまして、「議第36号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集  
積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年12月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若  
生。

こちらにつきましては、こちらは農業経営基盤強化促進法に基づ  
くものになっておりますので、事務局のほうから説明をさせていた  
だきます。

資料につきましては、11ページ、12ページの番号1となっ  
ております。補足資料は、14ページから19ページです。こちらは  
利用権を設定する者、貸すほうとしましては、もう亡くなっており  
ますが、相続がまだ完了しておりませんので、管理人ということで  
息子さんのほうが管理人になられております。

そして、利用権設定を受ける者、借りる方は〇〇町の方です。こ  
ちらは、耕作証明書、住民票を取って審査しまして、通作距離等々  
も30分以内ということで問題ないものかと思われま。

それと、貸すほうと借りるほうですね、個人的に面識もあられる  
ということなので、問題はないと思います。作物につきましては、  
野菜と書いておりますが、大根を栽培されるということになってお  
ります。

以上です。

議長 今説明があったとおりでございますが、何か御意見等ございませ  
んでしょうか。

この〇〇さんという人は、親子で大根を大々的に作られる人かな  
と思いますけど。

事務局 議長 (複数委員)	大規模に作られているみたいです。 異議はございませんか。 異議なし。
議長	では、36号は承認したいと思います。 「議第37号」
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】。 別紙のとおり本委員会に報告する。 平成30年12月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。 こちらにつきましても、農業経営基盤強化促進法、そして中間管理機構に関するものになりますので、事務局のほうから説明させていただきます。 資料は、14ページの1番のとおりです。補足資料は、21ページ、22ページです。こちらは補足資料のほうに書いておりますが、中間管理を通して利用権設定をする者、貸すほうはこちらの〇〇〇さんとなっております。それを農業公社通して〇〇〇〇さんですね、利用最適化推進委員にもなられていますが、こちらの担い手の方に5年間、中間管理機構を通した契約をするものとなっております。内容は、飼料作物と放牧となっております。
議長	はい。この件は、私のすぐ隣の人たちの件でございまして、既に現在は闇小作と、そういう形ですうっとやっておりましたが、一昨年ですか、正式に契約したいと地主さんのほうから言われましたので、こういった方法はいかがかという話をして、やっと今年上がってきて、別に貸し借りについてのいざこざがあったとか、そんなことじゃなくて、きちっと正式にやりましょうというような形になっておまして、別に問題はないというふうに見ております。 この件についても、何か御意見ございませんか。
(複数委員)	異議なし。
議長	はい。ありがとうございました。 これで、今日の議案はすべて終わることになります。 お疲れ様でございました。
事務局	11月の総会で審議していただきました議第31号の農地法5条第1項の許可申請に関する件で、大字〇の〇〇〇〇〇〇-〇で、太陽光発電をするということで出された議案がありました。農業委員会のほうでは、もう許可相当ということでしておりましたが、計画変更がちょっと生じたということで、取り下げの申請がっております。なので、一旦取り下げて、計画をもう一度新しい計画を

出した後で申請をし直すということがありました。報告をさせていただきます。

以上です。

議長 一旦取り下げて、再度申請し直すということだそうでございますので、再度、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、本日の総会を締めたいと思ひます。

ありがとうございました。

以下余白



平成30年12月12日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員